

諮問実施機関：滋賀県知事（住宅課）

諮問日：平成28年12月14日（諮問第38号）

答申日：平成29年5月30日（答申第25号）

事件名：「平成28年〇月〇日に住宅課職員が行った現地調査に係る復命書等の起案等に関する文書等」の一部開示決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った保有個人情報一部開示決定のうち、別表の部分を不開示とした決定は妥当であるが、その他の不開示とした部分は開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成28年8月8日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成28年〇月〇日に住宅課職員が〇〇に現地調査を行ったことに関して作成した復命書等に関する起案、供覧、決裁に関する文書等に係る保有個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定等

実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として「復命書（平成28年〇月〇日）」を特定した上で、本件保有個人情報については、〇〇に係る事務に関し、県の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあることを理由に条例第15条第7号ウに該当するとして、条例第19条第1項の規定により平成28年9月23日付けで保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成28年10月21日に、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成 28 年 12 月 14 日付け滋監第 1534 号で条例第 43 条第 1 項の規定に基づき当審議会に諮問した。

第 3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨（審査請求人の主張要旨）

不開示とされた文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書および口頭意見による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 現場調査は、審査請求人および実施機関の合意の下で実施されたものであり、審査請求人が現場の案内および説明ならびに写真撮影および現場測量の許可を行ったことから、当然に審査請求人に対して提供される情報である。
- (2) 自己情報が記録された復命書等が開示されないため、正しい内容が記載されているかが不明である。

第 4 実施機関の説明要旨

諮問書、弁明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 実施機関の決定について

本件処分は妥当である。

2 不開示理由について

- (1) 条例第 15 条第 7 号ウは、県の機関等が行う「事務または事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」で、契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがある場合には、不開示とすることを定めている。
- (2) 現在、審査請求人とは〇〇が継続しており、〇〇手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があるため、当事者としての利益を保護する必要がある、認められるべき地位を不当に害するおそれがある情報である復命書等を開示することは、今後の〇〇の行方に影響があると考えられるため、条例第 15 条第 7 号ウの不開示情報に該当する。
- (3) 本件開示請求の対象となっている復命書は、〇〇で争点となっている内容が含まれるとともに、やりとりを要約して記録していることから、開示することで〇

○においてどのように使用されるか不明な部分があったため、不開示としたものである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方について

条例は、個人の権利利益を保護することを目的としており、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことができる個人情報を第15条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護する必要があることを規定しており、開示・不開示の判断に当たっては、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較考量する必要がある。

2 本件開示請求について

本件開示請求は、平成28年○月○日に住宅課職員が審査請求人の○○に出張した際の復命書、写真等についての開示が求められたものである。

実施機関は、本件保有個人情報が条例第15条第7号ウに該当するものとして一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、対象保有個人情報の開示を求めていることから、一部開示決定の妥当性について、以下検討する。

3 不開示決定の妥当性について

(1) 条例第15条第7号の判断基準

条例第15条第7号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とするものである。そして、同号にいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、同号にいう「おそれ」については、その程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が要求されると解されている。

そして、条例第15条第7号ウは、契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、

国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものについては、開示しないこととしている。

(2) 条例第 15 条第 7 号該当性について

本件対象保有個人情報に記載されている公文書を見分したところ、実施機関と審査請求人とのやりとりの記録、これまでの審査請求人に対する回答内容等の記載、記録写真および審査請求人から提出された文書が認められることから、それぞれにつき条例第 15 条第 7 号該当性について判断する。

ア 実施機関と審査請求人とのやりとりの記録およびこれまでの審査請求人に対する回答内容等の記載について

実施機関と審査請求人とのやりとりの記録の内容は、住宅課職員が〇〇に出張した際に行われたやりとりを要約して記録されたものであるが、実施機関における〇〇上の立場を示す形で要約されているものではないと考えられることから、開示することにより県の事務を遂行する上で支障のある情報とはいえないものである。

また、これまでの審査請求人に対する回答内容等の記載としては、実施機関が審査請求人に対して回答を行った記録、回答の理由および所属内における今後の対応が記載されている。

このうち、審査請求人に対して回答を行った旨の記録は、実施機関が審査請求人に対して行っているものであり、審査請求人は当然知っている内容であるといえることから、開示することにより県の事務を遂行する上で支障のある情報とはいえないものである。しかし、別表の部分である、回答内容の理由および協議の方針の記載は、開示することにより県が具体的に審査請求人からの質問に対して、どのような理由に基づき、どのような対応行うかということを示してしまうこととなることから、県の事務に支障が生じるおそれがあるといえる。このため、当該部分は、条例第 15 条第 7 号に該当し、不開示が妥当である。

イ 記録写真について

本件復命書には、住宅課職員が撮影した写真が含まれているが、当該写真は、住宅課職員が審査請求人に承諾を得た上で、審査請求人立会いの下で撮影されたものであることから、開示されることにより県の事務に支障が生じるおそれのある情報とはいえないものである。

ウ 審査請求人から提出された文書について

本件復命書には、審査請求人が住宅課職員に対して提出した文書も含まれているが、当該文書は審査請求人から提出されたものであり、開示することで県

の事務に支障が生じるおそれがあるとはいえないものである。

第6 まとめ

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第7 審議会の処理経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
平成 28 年 12 月 14 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 29 年 1 月 20 日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成 29 年 1 月 27 日 (第 112 回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成 29 年 2 月 17 日 (第 113 回審議会)	・実施機関から口頭説明を受けた。 ・審査請求人から意見を聴取した。
平成 29 年 4 月 24 日 (第 115 回審議会)	・諮問案件の答申案の審議を行った。

*別表 省略